

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県人事委員会 福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 一
- 職員の退職管理に関する規則 二
- 職員の任用に関する規則 四
- 警察官の任用の特例に関する規則 四
- 市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 五
- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 五
- 平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則及び平成十八年改正条例第六十四号附則第六項から第八項までの規定による給料の切替えに関する規則を廃止する規則 六
- 職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則 六

福島県人事委員会

福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十二日

福島県人事委員会
委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十四号

福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会事務局組織規則（昭和五十八年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第三条中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 職員の退職管理に関すること。
第四条第三号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(総務審査課)

職員の退職管理に関する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十二日

福島県人事委員会
委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十五号

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成二十七年福島県条例第九号。以下「条例」という。）第三条の規定に基づき、職員の退職管理に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 法第三十八条の二第二項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前五年間に就いていた職務を担っていた場合に於ける当該再就職者が当該職務に就いたときに担当していた職務を担当している役員（同項に規定する役員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職務に就いていたときに在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役員とする。

(子法人)

第三条 法第三十八条の二第一項の国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者等をいう。）の議決権（株主總會において決議をすることができるとする事項の全部につき議決権を行使することができる株主等）の議決権を有するものとみなされる株式について議決権を有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第四条 法第三十八条の第二項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)のほか、次に掲げる法人とする。

一 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和二十八年福島県規則第八十六号。以下「退職手当施行規則」という。)第五条の二第一号に規定する福島県道路公社

二 退職手当施行規則第五条の二第二号に規定する福島県土地開発公社

三 退職手当施行規則第五条の二第三号に規定する公益財団法人福島県農業振興公社

四 退職手当施行規則第五条の二第四号に規定する旧福島県住宅供給公社

五 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等

(退職手当通算予定職員)

第五条 法第三十八条の第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職するときに福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第六条 法第三十八条の第四項の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる組織に置かれた同表の下欄に掲げる職とする。

(内部組織の長等の職に就いていたときに在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

第七条 法第三十八条の第四項の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下「内部組織の長等の職」という。)に就いていたときに在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていたときに担当していた職務を担当していた役員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていたときに在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

第八条 法第三十八条の第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていたときに担当していた職務を担当している役員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていたときに在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第九条 法第三十八条の第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第四条各号に掲げる法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第十条 法第三十八条の第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分を求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第十一条 法第三十八条の第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第十二条 法第三十八条の第六項第六号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した再就職者による依頼等の承認申請書(様式第一号)を任命権者に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職
- 四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- 五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- 六 離職前五年間(再就職者が法第三十八条の第四項に規定する職(第十四条に規定する職を含む。)に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容
- 七 当該依頼等の承認に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容
- 八 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の第六項第六号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(法第三十八条の第二項に規定する契約等事務をいう。)
- 九 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の第六項第六号の要求又は依頼の内容
- 十 その他参考となるべき事項

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第十三条 法第三十八条の第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した再就職者から依頼等を受けた場合の届出書(様式第二号)を人事委員会に提出して行うものとする。

一 氏名
二 生年月日

三 職

四 依頼等をした再就職者の氏名

五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等に

おける当該再就職者の地位

六 依頼等が行われた日時

七 依頼等の内容

(部長又は課長に相当する職)

第十四条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)

第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で

定めるものは、別表第二の上欄に掲げる組織に置かれた同表の下欄に掲げる職とする。

(部課長等の職に就いていたときに在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の

役員に類する者)

第十五条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長

又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いて

いたときに在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として

人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就い

ていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就

いていたときに担当していた職務を担当している役員が属する執行機関の組織等(当

該再就職者が当該部課長等の職に就いていたときに在職していた執行機関の組織等を

除く。)に属する役員とする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類

する者)

第十六条 法第六十条第四号の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の

組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第二条に定

めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第十七条 法第六十条第五号の地方自治法第五十八條第一項に規定する普通地方公共

団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定める

ものは、第六条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていたときに在職していた地方公共団体の執行機関の組

織等に属する役員に類する者)

第十八条 法第六十条第五号の地方自治法第五十八條第一項に規定する普通地方公共

団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていたときに在職して

いた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規

則で定めるものは、第七条に定めるものとする。

第十九条 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する

役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第八条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第二十条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課

長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第十四条に定めるものと

する。

(部課長等の職に就いていたときに在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に

属する役員に類する者)

第二十一条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は

課長の職に相当する職に就いていたときに在職していた地方公共団体の執行機関の組

織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第十五条に定

めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第二十二条 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で

定めるものは、内部組織の長等の職及び第十四条に定める職とする。ただし、警察法

(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の二に規定する特定地方公務員(国家

公務員法第六十六条の二十三第三項に規定する管理職職員である者に限る。)が就いて

いる職を除く。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第二十三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下

この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務

員等となつた場合

二 法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用

された場合

三 営利企業(法第三十八条第一項に規定する営利企業をいう。)以外の法人その他

の団体の地位に就いた場合であつて、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二

十八条第三項第一号括弧書きに規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八

十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第二十四条 条例第三条の規定による届出をしようとする者は、元職員再就職の届出書

(様式第三号)を離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければな

らない。

2 条例第三条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の職

四 離職日

五 再就職日

六 再就職先の名称

七 再就職先の業務内容
八 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第六条関係）

組	職
知事部局	地方自治法第六十八條第一項に規定する会計管理者、福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）第二十二條の表に掲げる職のうち理事及び局長並びに第二十二條の二第一項の表に掲げる危機管理監及び原子力損害対策担当理事並びに福島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成二十四年福島県規則第十八号）による改正前の福島県行政組織規則第二十二條の二の表に掲げる市町村復興支援担当理事並びに福島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成二十七年福島県規則第十五号）による改正前の福島県行政組織規則第二十二條の表に掲げる直轄理事並びに第二十二條の二の表に掲げる安全管理監及び子育て支援担当理事
教育委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六條第一項に規定する教育長及び福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則第四号）第十五條第一項の表に掲げる理事
警察本部	福島県警察の組織に関する条例（昭和二十九年福島県条例第四十二号）第三條第一項に規定する部長（警察法第五十六條の二第一項に規定する特定地方警務官又は同法第六十二條に規定する警視の階級にある者に限る。）
労働委員会事務局	福島県労働委員会事務局規程（昭和二十五年福島県訓令第五十号）第三條第一項に規定する事務局長
議会事務局	福島県議会事務局組織規程（昭和三十五年福島県議令第一号）第三條第一項に規定する事務局長

別表第二（第十四条関係）

組	職
知事部局	福島県人事委員会事務局組織規則（昭和五十八年福島県人事委員会規則第一号）第五條第一項に規定する事務局長
企業局	福島県企業局組織規程（昭和四十四年福島県企業局管理規程第一号）第四條第一項の表に掲げる局長及び理事
病院局	福島県病院局組織規程（平成十六年福島県病院局管理規程第一号）別表第二に掲げる局長及び理事
監査委員事務局	福島県監査委員事務局規程（昭和五十三年福島県監査委員告示第二号）第四條第一項に規定する事務局長
出先機関	福島県行政組織規則第二十六條の表に掲げる局長及び次長並びに第二十七條の表に掲げる出先機関の長
本庁機関	福島県行政組織規則第二十二條の三に規定する風評・風化対策監、第二十二條の四に規定する環境回復推進監、第二十二條の五に規定する再生可能エネルギー産業推進監、第二十二條の六に規定する食産業振興監、第二十三條に規定する企業誘致担当課長、第二十三條の二に規定する空港利活用担当課長及び第二十三條の三に規定する復興住宅担当課長
東京事務所次長、環境創造センター副所長、農業総合センター副所長、富岡土木事務所長及び農業短期大学校長	福島県行政組織規則第二十二條の表に掲げる職のうち、技監、政策監、知事公室長、部次長、局長、部参事、局参事、課長及び室長（兼務及び併任の担当課長を除く。）並びに福島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成二十年福島県規則第二十七号）による改正前の福島県行政組織規則第二十二條の表に掲げる総括参事及び参事

労働委員会事務局	警察本部	教育委員会(教育庁を除く。)	教育委員会	福島県教育庁組織規則第十五条の表に掲げる政策監、教育次長、庁参事、本庁に属する課の課長、室長及び所長並びに福島県教育庁組織規則(平成二十年福島県教育委員会規則第四号)による改正前の福島県教育庁組織規則(昭和四十年福島県教育委員会規則第五号)第九条の表に掲げる総括参事及び参事
			教育庁	福島県教育センター組織規則(昭和四十六年福島県教育委員会規則第五号)第三条第一項に規定する所長、福島県養護教育センター組織規則(昭和六十一年福島県教育委員会規則第四号)第四条第一項に規定する所長、福島県立図書館組織規則(昭和三十四年福島県教育委員会規則第五号)第四条第一項に規定する館長及び第五条第一項に規定する副館長、福島県立美術館組織規則(昭和五十九年福島県教育委員会規則第十三号)第五条第一項に規定する副館長、福島県立博物館組織規則(昭和六十一年福島県教育委員会規則第六号)第五条第一項に規定する副館長、福島県自然の家組織規則(平成二十一年福島県教育委員会規則第九号)第二条第一項に規定する所長並びに学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七条に規定する校長(福島県教育委員会の所管に属する学校に置かれるものに限る。)

企業局	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会事務局	選挙管理委員会事務局	監査委員事務局	議会事務局	福島県議会事務局組織規則第三条第一項に規定する次長、局参事及び課長
					人事委員会事務局	福島県人事委員会事務局組織規則第五条第一項の表に掲げる事務局次長及び課長並びに福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則(平成二十年福島県人事委員会規則第十六号)による改正前の福島県人事委員会事務局組織規則第五条第一項の表に掲げる総括参事及び参事

福島県企業局組織規則第四条第一項の表に掲げる局長、局参事及び本局の課の課長並びに第五条に規定する販売推進担当課長並びに福島県企業局組織規則の一部を改正する規程(平成二十年福島県企業局管理規程第三号)による改正前の福島県企業局組織

福島県内水面漁場管理委員会運営規程(昭和五十九年福島県内水面漁場管理委員会告示第二号)第十三条第二項に規定する書記長

福島海区漁業調整委員会事務局規程(昭和五十九年福島海区漁業調整委員会告示第二号)第四条第一項に規定する事務局長

福島県選挙管理委員会規程(昭和四十四年福島県選挙管理委員会告示第四号)第十二条第一項に規定する事務局次長及び事務局次長並びに福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程(平成二十年福島県選挙管理委員会告示第十四号)による改正前の福島県選挙管理委員会規程第十二条第一項に規定する参事

福島県監査委員事務局規程第四条第一項に規定する次長及び課長、同条第二項に規定する局参事及び監査参事並びに福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程(平成二十年福島県監査委員告示第一号)による改正前の福島県監査委員事務局規程第四条第一項に規定する総括参事及び参事

病院局	規程第四条第一項の表に掲げる総括参事及び参事 福島県病院局組織規程別表第二に掲げる局次長、課長及び院長並びに福島県病院局組織規程の一部を改正する規程（平成二十年福島県病院局管理規程第三号）による改正前の福島県病院局組織規程別表第二に掲げる総括参事及び参事
-----	--

様式第1号（第12条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) () 氏 名 (印)	生年月日(年齢) 昭・平 年 月 日生(歳)
勤務先(営利企業等)の名称	勤務先における地位(役職等)
連絡先 TEL (- -)	FAX (- -)
勤務先(営利企業等)の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	平成 年 月 日	離職時の職	
離職前5年間の在職状況等※	所 属 ・ 職	在 職 期 間	職 務 内 容
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	

※ 申請者が地方公務員法第38条の2第4項（又は同条第8項）に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏 名（ふりがな）	()		
所 属		職	
職務内容			

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的内容

--

7 その他参考事項

--

様式第2号（第13条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

福島県人事委員会委員長

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名 ㊦		生年月日 (年齢) 昭・平 年 月 日生 (歳)	
所 属		職	

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏 名		要求又は依頼が行われた日時 平成 年 月 日 時	
再就職者が勤務する営利企業等の名称		営利企業等における再就職者の地位 (役職等)	
離職時の所属		離職時の職	

3 要求又は依頼の内容

--

様式第3号（第24条関係）

元職員再就職の届出書

年 月 日

任 命 権 者

住 所

氏 名

㊟

電話番号

職員の退職管理に関する条例（平成27年福島県条例第109号）第3条の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 氏 <small>ふりがな</small> 名	
2 生 年 月 日	
3 離 職 時 の 職	
4 離 職 日	
5 再 就 職 日	
6 再 就 職 先 の 名 称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	

職員の任用に関する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十二日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

(総務審査課)

福島県人事委員会規則第十六号

職員の任用に関する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十年人事委員会規則第四号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第八条第三項及び第五項並びに第十七条から第二十二条までの規定に基づき、職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用 職員(法第二十二條第二項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下この条において同じ。)
以外の者を職員の職に任命することをいう。
 - 二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職階に属する職員の職に任命することをいう。
 - 三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職階に属する職員の職に任命することをいう。
 - 四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。
 - 五 任命権者 法第六條第一項の規定による任命権を有する者をいい、同條第二項の規定により任命権が委任されている場合は、その委任を受けた者をいう。
- (採用試験による職員の採用)
- 第三条** 職員の採用は、第十八條の規定により選考によることが認められている場合を除き、補充しようとする職を対象として行われた採用試験(職員を採用するための競争試験をいう。以下同じ。)の結果に基づいて作成された法第二十一條に規定する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された者の中から行うものとする。
- (採用試験の種類等)
- 第四条** 採用試験の種類、方法、程度、実施機関、受験資格等については、人事委員会が別に定める。
- (名簿の作成)
- 第五条** 人事委員会は、採用試験の最終の合格者を決定した後、直ちに、採用試験の行われた職の区分に応じて、名簿を作成する。
- 2 名簿には、最終の合格者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものとする。
- 3 名簿は、最終の合格者を発表したときから効力を生じる。

4 名簿に記載された事項については、前項に規定する名簿の確定後は、いかなる事由があつても変更又は訂正することができない。ただし、第七條、第八條及び第十條の規定により変更又は訂正を行う場合については、この限りでない。

(名簿の統合)

第六条 第十一條第一項及び第三項の規定による名簿の失効前に当該名簿の対象となつてゐる職につき新たに名簿が作成された場合においては、人事委員会は、新旧両名簿を統合して名簿を作成することができる。

2 前項の規定による統合して作成される名簿には、採用候補者の氏名及び得点をそれぞれの採用試験を通じて得点順に記載するものとし、新旧両名簿とともに記載されている採用候補者については、そのいずれか高い方の得点に基づいて記載するものとする。

(名簿からの削除)

第七条 人事委員会は、採用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。

- 一 当該名簿からの提示に基づいて職員に採用された場合
 - 二 当該名簿から採用される意思のないことを人事委員会又は関係の任命権者に届け出た場合
 - 三 前号に掲げる場合のほか、採用に関する再三の照会に応答しないこと等の事由により当該名簿から採用される意思がないと認められる場合
 - 四 心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなつた場合
 - 五 前号に掲げる場合のほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなつた場合
 - 六 当該名簿の対象となる職に係る採用試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなつた場合
 - 七 当該名簿の対象となる職に係る採用試験の申込み又は当該採用試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなつた場合
 - 八 死亡した場合
 - 九 その他人事委員会が名簿から削除することを適当と認める場合
- (名簿への復活)
- 第八条** 人事委員会は、前條第二号から第六号までに掲げる場合のいずれかに該当して名簿から削除された採用候補者から当該名簿への復活の申出があつた場合において、相当の理由があると認めるときは、当該採用候補者を当該名簿に復活することができる。

(通知)

第九条 人事委員会は、第七條の規定により採用候補者を名簿から削除したとき(同條第一号、第二号若しくは第八号に掲げる場合に該当して削除したときを除く。)又は前條の規定により採用候補者を名簿に復活し、若しくはしなかつたときは、その旨を本人に通知するものとする。

(名簿の訂正)

第十条 人事委員会は、採用候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項について異動があった場合又は事務上の誤りがあった場合においては、速やかに名簿を訂正するものとする。

(名簿の失効)

第十一条 名簿の有効期間は、名簿の効力が発生したときから一年とする。

第十二条 人事委員会は、災害その他特別の事情により、前項の規定により難いと認める場合には、同項の規定にかかわらず、必要と認める期間、当該名簿の有効期間を延長することができる。

第十三条 人事委員会は、名簿を失効させることを適当と認める場合には、当該名簿を失効させることができる。

第十四条 人事委員会は、前項の規定により名簿を失効させたときは、その旨を関係の任命権者及び失効させたときに当該名簿に記載されていた採用候補者に通知するものとする。

(採用候補者の提示の請求)

第十二条 任命権者は、名簿により職員を採用しようとする場合においては、名簿からの採用候補者の提示を、あらかじめ、人事委員会に対して請求しなければならない。

(採用候補者の提示)

第十三条 人事委員会は、前条の規定により任命権者から採用候補者の提示の請求があった場合においては、名簿から採用候補者を得点順に任命権者に提示するものとする。

第十四条 前項の名簿に記載されている者の数が採用すべき者の数よりも少ない場合においては、人事委員会は、最も適当と認める他の名簿から補充しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力及び当該職についての適性(以下「職に係る能力及び適性」という。)を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して前項の名簿から提示される者の次位以下に加えて採用すべき者の数に達するまで得点順に提示することができる。

第十五条 第一項の名簿がない場合においては、人事委員会は、最も適当と認める他の名簿から職に係る能力及び適性を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して採用すべき者の数に達するまで得点順に提示することができる。

第十六条 人事委員会は、任命権者の求めに応じ、任命権者が採用を行うに当たり必要な範囲で、採用候補者に関する情報を提供することができる。

(採用候補者の提示ができない場合)

第十四条 人事委員会は、採用候補者の提示の請求があった場合において、前条の規定により提示すべき採用候補者がいないときは、任命権者にその旨を通知するものとする。

(提示の除外)

第十五条 人事委員会は、名簿から任命しようとする者として任命権者に選択されている採用候補者については、その後の当該名簿からの採用候補者の提示から除外することができる。

(採用の辞退)

第十六条 採用候補者として提示されていることを任命権者から通知された者で当該採用を辞退しようとするものは、任命権者が指定する期限までに、その旨、辞退の事由その他必要な事項を書面で任命権者に届け出なければならない。

第十七条 任命権者は、前項の規定により辞退の届出を受理した場合には、速やかにこれを人事委員会に送付しなければならない。

第十八条 任命権者が第一項の辞退の届出を受理したときは、当該採用候補者の提示は撤回されたものとみなす。

(任命しようとする者の通知)

第十七条 任命権者は、第三条の規定により名簿に記載されている者の中から任命しようとする者を選択した場合には、その結果を速やかに人事委員会に通知するものとする。

(選考による職員の採用)

第十八条 法第十七条の二第一項に規定する選考によることを妨げない場合として人事委員会規則で定める場合は、職員を次に掲げる職に採用しようとする場合とする。

一 標準的な職が係員又は上級係員である職制上の段階に属する職以外の職

二 国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次号において同じ。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号において同じ。)、その他これらの法人と同等と人事委員会が認める法人又は他の都道府県の職員の職に現に正式に就いている者をもって補充しようとする職

三 かつて職員(国、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人その他これらの法人と同等と人事委員会が認める法人又は他の都道府県の職員を含む。)であった者をもって補充しようとする職でその者がかつて正式に任命されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの

四 国若しくは他の都道府県の採用試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で当該採用試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認めるもの

五 法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職

六 採用試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は採用試験を行っても職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位判定が困難であると人事委員会が認める職

七 単純な労務に雇用される職員(法第五十七条に規定するものをいう。以下同じ。)の職

八 非常勤の職(第五号に該当するものを除く。)

九 その他人事委員会が採用試験によることが適当でないと認める職

（選考の方法）

第十九条 選考は、選考される者が、職に係る能力及び適性を有するかどうかを、経歴、知識又は資格を有すること等を要件とする人事委員会が定める選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとし、必要に応じ、筆記試験、実地試験その他の方法を用いることができる。

（選考の実施）

第二十条 選考は、任命権者の請求に基づき、任用しようとする者についてその都度行うものとする。

（選考権限の委任）

第二十一条 人事委員会は、第十八条第五号、第七号、第八号に規定する職その他人事委員会が指定する職への採用についての選考を実施する権限を任命権者に委任する。

2 任命権者は、前項の規定により選考を実施し、第十八条第五号に規定する職への採用を行った場合は、毎年五月末日までに前年度における当該採用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

（委任に係る採用試験又は選考の調査）

第二十二条 人事委員会は、職員の採用試験に関する規則（昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号。以下この条において「採用試験規則」という。）第十条第二項に規定する採用試験又は前条に規定する選考の状況及び結果を調査し、法、この規則又は採用試験規則に違反していると認められた場合においては、その是正を指示することができる。

（選考による昇任）

第二十三条 法第二十一条の四第一項に規定する昇任のための選考が行われなければならない場合として人事委員会規則で定める職は、標準的な職が係員又は上級係員である職制上の段階に属する職以外の職とする。

（職員の任用替）

第二十四条 次の各号により職員を他の職に任用する場合は、特別の定めがある場合のほか、採用の方法によるものとする。

一 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の適用を受ける職員（教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第九条第一項及び第十条の規定により同法の規定を準用される職員を含む。以下同じ。）を同法の適用を受ける職員以外の職員の職に任用する場合

二 単純な労務に雇用される職員を職員に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第三条第一項、福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和四十四年福島県企業局管理規程第三号）第三条第一号並びに福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成十六年福島県病院局管理規程第三号）第三条第一項第一号及び第二号に掲げる給料表の適用を受ける職員の職に任用する場合

三 任期を定めて任用した職員を任期の定めのない職員の職に任用する場合

（報告）

第二十五条 任命権者は、次に掲げる事項を定め、又は変更したときは、速やかに人事委員会に報告するものとする。

一 法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力
二 職制上の段階の標準的な職及び職制上の段階に属する職
（条件付採用の期間の延長）

第二十六条 職員が条件付採用の期間の開始後六月間において実際に勤務した日数が九十日に満たない場合においては、その日数が九十日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後一年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

（臨時的任用を行うことができる場合）

第二十七条 任命権者は、次に掲げる場合においては、現に職員（法第二十二条第二項の規定により臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては、人事委員会の承認があったものとみなす。

一 災害その他重大な事故のため採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合
二 臨時的任用を行う日から一年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

三 任命権者が、その採用候補者の提示の請求に対し人事委員会から提示すべき採用候補者がいない旨の通知を受けた場合又は採用すべき者の数に満たない採用候補者の提示を受けた場合
（臨時的任用の期間更新）

第二十八条 臨時的任用の期間は、六月を超えない期間で更新することができる。この場合においては、人事委員会の承認があったものとみなす。

（臨時的任用の報告）

第二十九条 人事委員会は、必要があると認めるときは、前二条による臨時的任用の処理状況について報告を求めることができる。

（この規則の実施に関し必要な事項）

第三十条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則**（施行期日）**

第一条 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正前の職員の任用に関する規則第九条第一項の規定により作成された任用候補者名簿は、改正後の職員の任用に関する規則第五条第一項の規定により作成された採用候補者名簿とみなす。

第三条 改正前の職員の任用に関する規則第三条第三項又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定による選考に合格した者は、改正後の職員の任用に関する規則第十八条又は第二十三条の規定による選考に合格した者とみなす。

（高等学校の事務に従事する職員の任用等の特例に関する規則の廃止）

第四条 高等学校の事務に従事する職員の任用等の特例に関する規則（昭和三十一年福島県人事委員会規則第八号）は、廃止する。

（採用給与課）

警察官の任用の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十七号

警察官の任用の特例に関する規則

警察官の任用の特例に関する規則（昭和三十年福島県人事委員会規則第八号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八条第三項、第五項及び第十七条から第二十二条までの規定に基づき、警察官の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 警察官の任用については、この規則に定めるもののほか、職員の任用に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十六号）の定めるところによる。

（採用試験による採用）

第二条 警察官の採用（警察官以外の者を警察官の職に任命することをいう。以下同じ。）は、次条の規定により選考によることが認められている場合を除き、採用試験（職員を採用するための競争試験をいう。以下同じ。）によるものとする。

（選考による採用）

第三条 法第十七条の二第一項に規定する選考によることを妨げない場合として人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる職に採用しようとする場合とする。

一 標準的な職が警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第六十二条に規定する警察官の階級（以下「警察官の階級」という。）の巡査である職制上の段階に属する職以外の職

二 かつて警察官、警察庁警察官若しくは皇宮護衛官又は他の都道府県の警察官（以下「警察庁警察官等」という。）の職にあつた者をもって補充しようとする職でその者の経歴に相応した職制上の段階に属するもの

三 現に警察庁警察官等の職にある者をもって補充しようとする職でその者の経歴に相応した職制上の段階に属するもの

四 現に警察官以外の職にある職員をもって補充しようとする職でその者の経歴に相応した職制上の段階に属するもの

五 現に国又は他の都道府県において警察官以外の職にある者をもって補充しようとする職でその者の経歴に相応した職制上の段階に属するもの

六 採用試験を行つても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職

七 免許、資格又は特別な技術、技能、知識若しくは経験を必要とする職で職務と責

任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認めるもの

八 前各号に規定するもののほか、人事委員会が採用試験によることが適当でないことを認める職

（選考による昇任）

第四条 法第二十一条の四第一項に規定する昇任のための選考が行われなければならない職として人事委員会規則で定める職は、次に掲げる警察官の職とする。

一 標準的な職が警察官の階級の警視である職制上の段階に属する職

二 警察官が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤に陥つた者をもって補充しようとする職

三 警察官が公務のために危篤に陥り、又は重度障害の状態となり、再び警察官として勤務できなくなつた者をもって補充しようとする職

四 警察官が十年以上勤務して退職する場合であつてその間の勤務成績が優良と認められる者をもって補充しようとする職

五 勤務成績の特により良好な者をもって警察本部長が昇任のために行う試験によらずに補充しようとする職

（条件付採用期間の延長）

第五条 標準的な職が巡査である職制上の段階に属する職に採用された警察官の条件付採用期間は、初任教養の期間が満了するまでの間、これを延長することができる。ただし、一年を超えることができない。

（補則）

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正前の警察官の任用の特例に関する規則第三条の規定による選考に合格した者は、改正後の警察官の任用の特例に関する規則第三条又は第四条の規定による選考に合格した者とみなす。

（採用給与課）

市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十八号

市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則（昭和三十三年福島県人事委

規則）

員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 学校栄養職員及び事務職員の採用は、次項の規定により選考によることが認められている場合を除き、採用試験(職員を採用するための競争試験をいう。以下同じ。)によるものとする。

2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第十七条の二第二項に規定する選考によることを妨げない場合として人事委員会規則で定める場合は、かつて学校栄養職員又は事務職員であつた者をもつて補充しようとする職でその者がかつて正式に任命されていた職と同等以下と人事委員会が認めるものその他人事委員会が採用試験によることが適当でないとする職へ採用する場合とする。

3 法第二十一条の四第一項に規定する昇任のための選考が行われなければならない場合として人事委員会が定める職は、標準的な職が係員又は上級係員である職制上の段階に属する職以外の職とする。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
2 改正前の市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則第二条第二項の規定による選考に合格した者は、改正後の市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則第二条第二項又は第三項の規定による選考に合格した者とみなす。

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十九号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「職員の任用に関する規則(昭和三十年福島県人事委員会規則第四号。以下「任用規則」という。)、警察官の任用の特例に関する規則(昭和三十年福島県人事委員会規則第八号)」を「職員の任用に関する規則(平成二十八年福島県人事委員会規則第十六号)、警察官の任用の特例に関する規則(平成二十八年福島県人事委員会規則第十七号)」に改める。
第二条を次のように改める。

(採用試験の目的)

第二条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的

な職に係る地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第十五条の二第五号に規定する標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性(第五条第一項において「能力及び適性」という。)を有するかどうかを相対的に判定することを目的とする。

第五条第一項中「能力」の下に「及び適性」を加える。
第六条中「及び技術」を「その他の能力」に改め、「(以下「短大」という。)」及び「(以下「高校」という。)」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、警察官A(男性・一般)及び警察官A(女性・一般)の区分試験については、大学卒業の程度とすることができる。
第八条中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を「法」に改める。
第十条第一項第五号中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改める。
第十三条中「一部の採用試験又は」を「当該採用試験又は当該採用試験の一部の」に改める。

第十七条中「放送その他適切な」を「放送その他の適切な」に改める。
第十八条第二項中「申込みは、」の下に「所定の」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。
第十九条第二項中「が不適法であつて」を「に不備があつて」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 試験機関は、受験の申込みを受理したときは、第一次試験の実施の日時、試験場その他の必要な事項を記載した受験票を受験申込者に交付しなければならない。
第二十条第一項中「不適法であつて」を「要件を満たしておらず、かつ、」に改め、同条第二項中「当該受験申込書を返還」を「当該受験申込者に通知」に改める。
第二十三条中「試験場その他受験に」を「試験場その他の受験に」に改める。
第二十四条第一項及び第三項中「試験員その他の」を削る。
第二十八条第一項中「当該採用試験」を「採用試験」に改め、同条第二項を削る。

別表第一(第三条関係)

第三条第一項各号に掲げる採用試験	対象となる職
福島県職員(大学卒業程度) 採用候補者試験	標準的な職が係員又は上級係員である職制上の段階に属する職
福島県職員(資格免状) 採用候補者試験	標準的な職が係員である職制上の段階に属する職

福島県職員（高校卒業程度）採用候補者試験	標準的な職が係員である職制上の段階に属する職
福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験	標準的な職が係員又は上級係員である職制上の段階に属する職
福島県警察官採用候補者試験	標準的な職が巡査である職制上の段階に属する職
福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験	標準的な職が係員である職制上の段階に属する職
福島県市町村立学校事務職員（高校卒業程度）採用候補者試験	標準的な職が係員である職制上の段階に属する職

別表第二「福島県職員（資格免許職）採用候補者試験」の項中「作文試験」を「論文試験」

に改め、同表福島県警察官採用候補者試験の項中

身体検査（測定方式）
身体検査（持参方式）
口述試験

を

身体検査
口述試験

に改め、同表福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験の項中「作文試験」を

「論文試験」に改める。

別表第二備考八中「（持参方式）」を削り、「を医師の検査書の提示に基づき」を「及び身体的状態を」に改め、同表備考九を削り、同表備考十を同表備考九とする。

附 則

第一 条

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
（福島県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第二 条 福島県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

（採用給与課）

平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則及び平成十八年改正条例第六十四号附則第六項から第八項までの規定による給料の切替えに関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第二十号

平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則及び平成十八年改正条例第六十四号附則第六項から第八項までの規定による給料の切替えに関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則（平成十八年福島県人事委員会規則第十四号）
- 二 平成十八年改正条例第六十四号附則第六項から第八項までの規定による給料の切替えに関する規則（平成十八年福島県人事委員会規則第十九号）

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（採用給与課）

福島県人事委員会告示第一号

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する規則施行細則（昭和三十三年福島県人事委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「職員の任用に関する規則（昭和三十一年福島県人事委員会規則第四号。以下「規則」という。）第三十六条」を「職員の任用に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十六号。以下「規則」という。）第三十条」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第二条の見出し中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改め、同条中「第九條第一項の規定による任用候補者名簿」を「第五條第一項の規定による採用候補者名簿」に改める。

第三条の見出し中「任用候補者提示」を「採用候補者提示」に改め、同条中「第十六条」を「第十二条」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第四条を次のように改める。

(採用候補者の提示)

第四条 規則第十三条の規定による採用候補者の提示は、様式第三号により行うものとする。

第五条を削る。

第六条中「第二十三条」を「第十七条」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条を第五条とする。

第七条各号列記以外の部分を次のように改める。

規則第二十条の規定による選考の実施の請求は、次の書類を提出して行うものとする。

第七条を第六条とし、第八条を削る。

様式第一号から様式第五号(その二)までを次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

採用候補者選択結果通知書

第 号
年 月 日

福島県人事委員会委員長

任命権者 印

年 月 日付け第 号で提示された採用候補者の選択の結果
を下記のとおり通知します。

記

1 概要

採用試験の種類	
区分試験	
選択した採用候補者数	

2 選択結果

提示順位	氏 名	所 属	備 考

備考 「備考」欄には、辞退、不採用等選択に至らなかった理由を記載すること。

様式第5号 (その1) (第6条関係)

職 員 採 用 選 考 請 求 書

第 年 月 日

福島県人事委員会委員長

任命権者



下記のとおり採用したいので選考してくださいよう関係書類を添えて請求します。

記

1 選考の根拠等

選考の根拠	
職制上の段階	
必要とする資格、免許等	
試験の種別及び合格年月日	
採用予定年月日	
給料決定の特別承認理由	
その他必要な事項	

2 選考対象者

氏名	年齢	所 属	職	給料		同左の算定の基礎		備考
				給料表	級	学歴	必要経年数	

備考

- 1 選考の根拠、職制上の段階等の同一なものを一括して作成すること。
- 2 「職制上の段階」欄には、採用しようとする職員の職が属する職制上の段階の標準的な職を記載すること。
- 3 「試験の種別及び合格年月日」欄には、当該採用に当たつて選考の基礎となる試験等の種別及び合格年月日等を記載すること。
- 4 「給料決定の特別承認理由」欄には、給料決定の特別承認（初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和36年福島県人事委員会規則第5号）第9条第1項ただし書若しくは第2項、第14条から第16条まで又は第30条第2項の規定による承認をいう。以下同じ。）を受けようとする場合に、その必要とする理由を記載すること。
- 5 「級」欄には、原則として級の必要とする理由を記載すること。給料決定の特別承認を受けようとする場合には、級及び号給等を記載すること。
- 6 この選考請求書には、職務の級及び号給算定の基礎となる書類を添付すること。

様式第5号 (その2) (第6条関係)

職 員 昇 任 選 考 請 求 書

第 年 月 日

福島県人事委員会委員長

任命権者



下記のとおり昇任させたいので選考してください。関係書類を添えて請求します。
記

1 選考の根拠等

選考の根拠	
職制上の段階	
必要経過年数	
昇任予定年月日	
給料決定の特別承認理由	
その他必要な事項	

2 選考対象者

氏名	年齢	学歴	経過年数	在級年数	現在の職		任命しようとする職		備考
					所属	職	所属	職	

- 備考
- 1 選考の根拠、職制上の段階等の同一なるものを一括して作成すること。
 - 2 「職制上の段階」欄には、任命しようとする職が属する職制上の段階の標準的な職を記載すること。
 - 3 「給料決定の特別承認理由」欄には、給料決定の特別承認（初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和36年福島県人事委員会規則第5号）第18条ただし書、第19条、第20条、第21条ただし書、第23条、第24条第4項、第26条第2項又は第28条ただし書の規定による承認をいう。以下同じ。）を受けようとする場合に、記載すること。
 - 4 「学歴」欄には、給料算定の基礎となる学歴免許を記載すること。
 - 5 「在級年数」欄には、現在の職に在職している年数と、現在の職とその他の職に在職した年数を通算した年数を記載すること。
 - 6 「級」欄には、原則として級のみを記載すること。ただし、給料決定の特別承認を受けようとする場合には、級及び号給等を記載すること。

様式第五号の二を削る。

附 則

この細則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(採用給与課)